

例えば・・・

土地・建物等不動産を所有している勲さん（80歳）が委託者となり、長男である浩さん（50歳）を受託者、ご自身を受益者とし信託契約を締結し、信託登記をすることによって、受託者の浩さんが、勲さんのためにその不動産を売却し、その売買代金を勲さんのものとすることができます。

このように説明をすると、「委任の契約とかわらないじゃないか？」と思われる方もいらっしゃると思いますが、委任契約と大きく異なる点は、**不動産の名義が浩さんに移る**という点です。委任契約では、不動産売買契約等は勲さん自ら行わなければなりませんので、勲さんが認知症となった場合には、これらの契約を締結することができません。しかし、信託契約によって、管理・処分権が浩さんに与えられていれば、勲さんの判断能力の有無にかかわらず、浩さんがその不動産を売却することができるのです。

